株式会社ミダック　定款

第１章　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社ミダックと称し、英文では、MIDAC CO., LTD.と表記する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 清掃業
(2) 産業廃棄物の処理業・再生処理業
(3) 一般廃棄物の処理業・再生処理業
(4) 産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬
(5) 食品廃棄物の処理事業
(6) 食品廃棄物の収集運搬事業
(7) 再生資源の分別回収ならびに再生処理業
(8) ビルメンテナンス業
(9) とび・土工・コンクリート工事
(10) 建物解体業
(11) 肥料・飼料の製造および販売
(12) 肥料・飼料の製造機器の販売
(13) 化学機械器具の販売
(14) 一般区域運送事業
(15) 浄化槽の清掃および維持管理
(16) 労働者派遣業
(17) 人材育成のための教育研修コンサルティング業
(18) 土木工事業
(19) 建築工事業
(20) 土木建築に関する企画、設計、監理業
(21) 不動産の売買、賃貸借およびその仲介
(22) 廃棄物を原材料とした土木建築資材等の再生品の製造販売
(23) 環境計量証明事業
(24) 農産物の生産、加工、販売
(25) 魚介類、水産物の養殖
(26) 営農指導事業
(27) 農業資材の販売
(28) 農薬の販売
(29) 飲食店の経営

(30) 食品販売
(31) 食品循環資源再生処理業
(32) 側溝汚泥の清掃処理
(33) 古物品の売買
(34) 損害保険代理店業および生命保険の募集に関する業務
(35) 金属屑の売買業
(36) 廃棄物の処理・処分施設に係る企画設計、コンサルティングおよび施設の管理運営の受託
(37) 産業廃棄物取扱事業許可取得の支援業務
(38) 企業の合併、提携、営業譲渡に関する調査企画およびそれらの斡旋仲介業務
(39) 人事、経営、労務、経理等に関する代行およびコンサルティング業
(40) 有価証券の運用、保有、投資
(41) 融資、債務の保証等の信用供与およびその斡旋
(42) その他前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第３条　当会社は、本店を静岡県浜松市に置く。

(公告の方法)

第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。

２．やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関)

第５条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査等委員会
(3) 会計監査人

第２章　　株　　式

(発行可能株式総数)

第６条　当会社の発行可能株式総数は、95,940,000 株とする。

(単元株式数)

第７条　当会社の１単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第８条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社はこれを取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 10 条　当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株　主　総　会

（株主総会の招集）

第 11 条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 12 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者および議長）

第 13 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、代表取締役社長に差し支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 14 条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第 15 条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条　当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主１名を代理人として議決権を

行使することができる。
２．前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。
（議事録）
第 17 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章　　取締役および取締役会

（取締役の員数）
第 18 条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、7 名以内とする。
２．当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4 名以内とする。
（取締役の選任）
第 19 条　取締役は、株主総会において、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
２．取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
４．当会社は、会社法第 329 条第 3 項により法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。
５．前項の補欠の監査等委員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（取締役の任期）
第 20 条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
３．任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役）
第 21 条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。
２．取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役会の招集権者および議長）
第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集

し、その議長となる。ただし、代表取締役社長に差し支えあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。

（取締役会の決議方法）

第 24 条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 25 条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 26 条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（重要な業務執行の委任）

第 27 条　取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第 28 条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 29 条　取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 30 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会）

第 31 条　監査等委員会は、全ての監査等委員で組織する。

２．監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第 32 条　監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。

（監査等委員会の決議方法）

第 33 条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 34 条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（監査等委員会規則）

第 35 条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 36 条　当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 37 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 38 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第 39 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第７章　　計　算

（事業年度）

第 40 条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 41 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第 42 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

（配当金の除斥期間）

第 43 条　期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

２．未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

改正 2006 年 5 月 1 日　一部改正
2009 年 12 月 1 日　一部改正
2010 年 3 月 17 日　一部改正
2013 年 6 月 20 日　一部改正
2017 年 6 月 22 日　一部改正
2017 年 7 月 31 日　一部改正
2017 年 10 月 31 日　一部改正
2019 年9月 14 日　一部改正
2020 年2月 1 日　一部改正
2021 年7月 1 日　一部改正